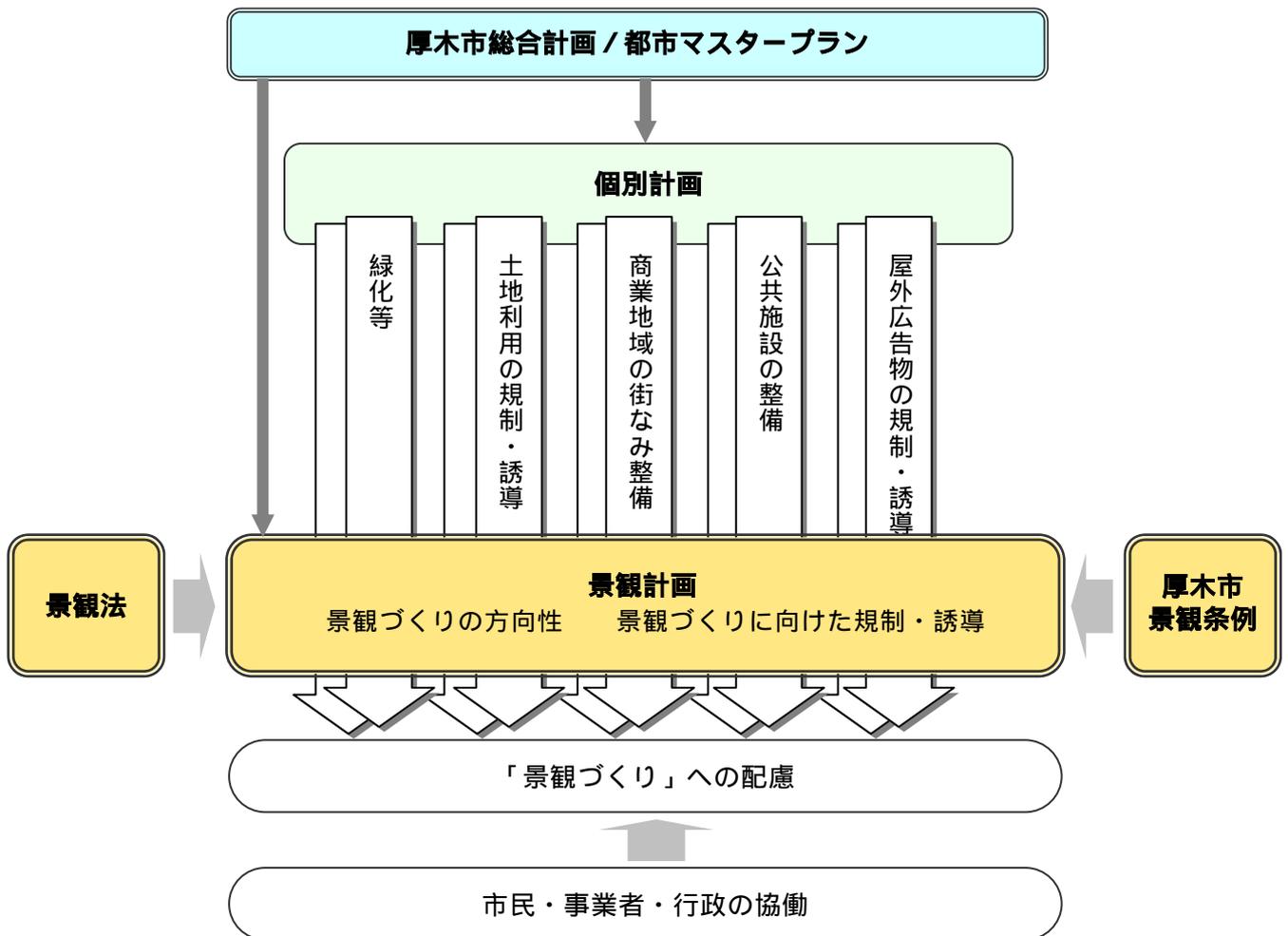


第 I 章 厚木市景観計画の構成

(1) 景観計画の位置づけ (法第 8 条第 1 項関係)

「厚木市景観計画」は、景観法第 8 条第 1 項に規定されている「景観計画（良好な景観の形成に関する計画）」として策定したものであり、景観行政団体（*1）としての市、市民及び事業者の協働による「景観づくり」を進めていくための基本的な計画とします。



(*1) 景観行政団体：景観法に基づき、地域特性に応じて景観を守る取組みなど様々な施策を独自に行うことができる地方公共団体をいいます。厚木市も神奈川県との協議・同意により、平成 21 年 4 月 1 日に景観行政団体となりました。

(2) 景観計画の範囲（法第8条第2項第1号関係）

「厚木市景観計画」では、厚木市全域（93.83km²）を景観法第8条第2項第1号に規定する「景観計画区域」として定め、市全体の景観のボトムアップ（底上げ）を図ります。

また、第 章『地域で進める景観づくり』を活用し、ある特定の区域について地区特性を踏まえた、より具体的な景観づくりを行う地区を『景観形成推進地区』に指定し、地区住民等との合意を図りながら、更にきめ細かな届出対象行為や景観形成基準等に基づいた景観誘導を行います。



(3) 景観計画の役割

「厚木市景観計画」は、大きく次の3つの役割を有しています。

STEP 1 多様な景観の“良さ”を共有し、景観への意識を高める。

景観特性と課題をわかりやすく整理し、多くの人に見てもらうことで、本市が有する多様な景観の“良さ”や“地域の個性”に対する認識を持ち、景観づくりに対する理解を深めます。

STEP 2 実効性の高い取組みを展開する。

様々な課題に柔軟に対応できるよう、景観に関する様々な法制度や計画等に基づく、景観づくりを推進する多面的な取組みを用意することで、それぞれの状況等に応じて、緊急性や実効性の高いものから着実かつ柔軟に取り組んでいけるようにします。

STEP 3 景観づくりからまちづくりへと発展する道筋を示す。

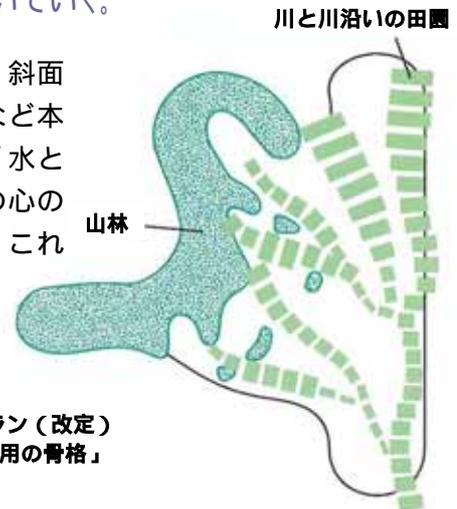
身近な部分の景観形成から地域のまちづくりへと展開していく「景観まちづくり」の道筋を明らかにし、地域の積極的な取組状況に応じてステップアップしていきます。

(4) 景観づくりの基本理念

厚木市における景観づくりの基本理念として、次の3つを掲げます。

1 水と緑の自然豊かなふるさとの原風景を受け継いでいく。

大山を始めとする丹沢山塊の雄大な尾根の稜線、斜面や段丘の端部に沿って広がる緑、相模川や中津川など本市の南東部に向かって流れる放射状の河川による「水と緑の縁取り」が本市の特徴的な景観であり、市民の心の中に「ふるさとの原風景」として息づいています。これらの原風景を次の世代へと受け継いでいきます。



2 市民との協働による、元気なふるさとの新しい風景を創造していく。

地域の風景を日常的に目にしている市民が景観に興味を抱き、それぞれが他人任せにすることなく、景観づくりの主役となって、行政と協働しながら様々な課題にぶつかっていくことで、地域に育まれてきた歴史や文化を活かしながら、ふるさとの新しい風景を創り出していきます。

3 メリハリのある変化に富んだ都市景観を演出し、市の“顔”づくりを進める。

商業地、住宅地、工業地など土地利用に応じて様々な表情を持つ市街地において、メリハリのある変化に富んだ都市景観を演出するとともに、本厚木駅周辺、愛甲石田駅周辺、東名厚木インターチェンジ周辺など本市の顔となる地域については、それぞれの地域の個性を最大限に活かした景観づくりを行っていきます。



(5) 景観づくりの取り組み方

景観づくりは、景観計画に基づいた届出・勧告制度に基づき、市全域を対象とした緩やかな規制や誘導を行うだけでなく、地域の状況や市民の意識の高まりに応じて、取り組みをステップアップし、より地域の個性を活かした景観づくりを展開していくことが必要です。

そのため、景観計画を当初計画のまま固定的にとらえるのではなく、地域の取組みに応じて適宜、更新しながら、景観法の枠組みだけにとらわれない、景観をきっかけとしたまちづくりへと展開していくことが求められます。

地域で進める景観づくり

地域住民の景観づくりに対する意識の高まりに応じて、より広い届出対象やよりきめ細かい景観形成基準の設定を行うなど、地域の景観資源を生かしながら、景観の個性を伸ばし育てていくための取組みを展開します。

例えば...

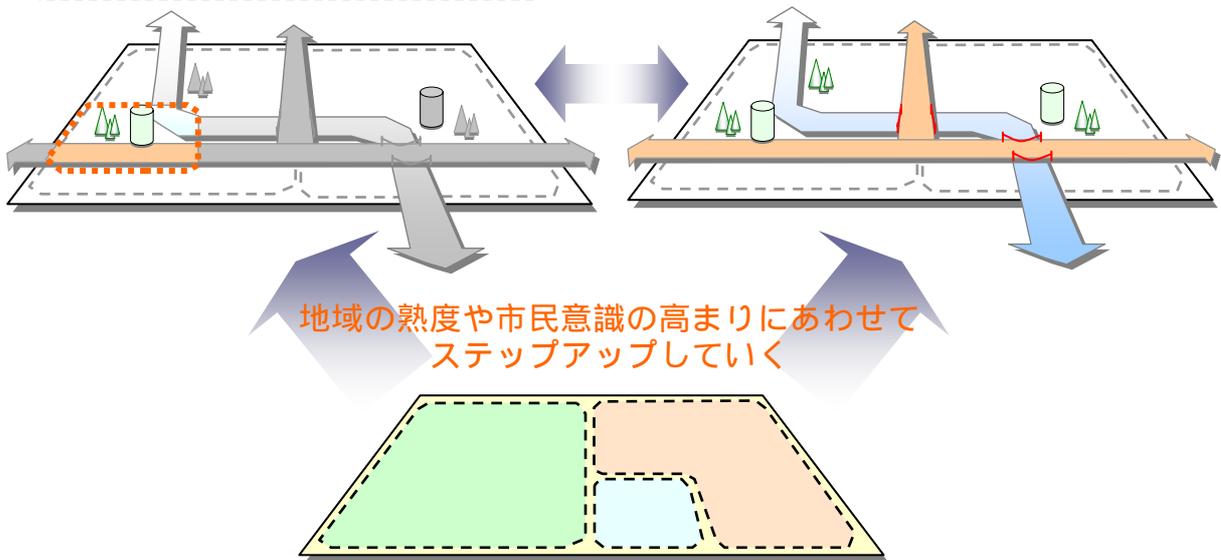
地区計画、景観地区等の指定
景観形成推進地区における景観形成
など

テーマごとに進める景観づくり

景観形成・誘導の対象（テーマ）ごとに景観形成の方針や誘導基準（ガイドライン）等を作成し、テーマに応じた景観阻害要因の改善又はモデル的な景観誘導を展開します。

例えば...

各種ガイドラインの策定
テーマ別の景観づくり など



地域の熟度や市民意識の高まりにあわせて
ステップアップしていく

市全域で進める景観づくり

市全域で守るべき緩やかな基準を設け、周辺景観に与える影響の大きい行為について、届出制度による実効性の高い取組みにより、市全域における景観のボトムアップ（底上げ）を図ります。

例えば...

景観資源、景観構造の明確化
景観形成の理念や方針の設定
大規模行為等の届出制度 など

(6) 景観計画の体系

(5)の景観づくりの取り組み方に基づき、景観計画では次の5章立てにより、各ステップにおける景観づくりの考え方を示します。

